

# 景品表示法の執行について

2010年11月30日(火)

消費者庁表示対策課

# 景品表示法の執行状況

単位：件数

年度	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22 (上半期)
職員職権探知	257	238	254	255	305	350	307	196
情報提供	897	1,126	1,060	1,888	1,561	2,000	2,999	1,915
端ちよ情報合計	1,154	1,364	1,314	2,143	1,866	2,350	3,306	2,111
法的措置 (事案数※1)	27 (11)	21 (11)	28 (13)	32 (21)	56 (15)	52 (21)	12 (11)	4
警告	6(※2)	21	36	7	19	9	6	1
注意	242	722	610	650	520	551	396	114
打切り等	471	652	696	1,450	1,349	1,781	3,041	1,903
事件処理合計	1,122	1,416	1,370	2,139	1,944	2,393	3,455	2,022

※1 同日に類似の商品・サービスにおける類似の表示について処理したものを1事案として計算したもの

※2 公表したもの

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(平成22年11月1日現在)

(単位:件)

年度	平成12 (2000)	平成13 (2001)	平成14 (2002)	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	合計	年度
国(※)	3	10	22	27	21	28	32	56	52	12	5	268	国(※)
都道府県	2	2	22	6	14	11	18	28	21	26	13	163	都道府県
北海道					2	1				1	2	6	北海道
青森						1						0	青森
岩手						1						1	岩手
宮城			13		1							14	宮城
秋田								1				1	秋田
山形								1				1	山形
福島			2						1			3	福島
茨城									1		1	2	茨城
栃木								1	3	1	3	8	栃木
群馬		1			1							2	群馬
埼玉								2	1			3	埼玉
千葉							2	1		1		4	千葉
東京	1					1	2	1		12	1	18	東京
神奈川							2	1	1			4	神奈川
新潟						1					3	4	新潟
富山												0	富山
石川												0	石川
福井												0	福井
山梨												0	山梨
長野						1	2					3	長野
岐阜					1	1			2	1		5	岐阜
静岡			1	2	3	1	3	4	3	1	1	19	静岡
愛知								2				2	愛知
三重												0	三重
滋賀									1			1	滋賀
京都					3			1	1	1		6	京都
大阪						1			2			3	大阪
兵庫				1	1	2	3	1	2	2		12	兵庫
奈良												0	奈良
和歌山												0	和歌山
鳥取								2				2	鳥取
島根											1	1	島根
岡山												0	岡山
広島												0	広島
山口	1							1	1			3	山口
徳島								4		1	1	6	徳島
香川					1			1				2	香川
愛媛								1		1		2	愛媛
高知			1			1				2		4	高知
福岡								1	1			2	福岡
佐賀		1	1	1		1	1	2	1			8	佐賀
長崎								1				1	長崎
熊本			2						1	2		5	熊本
大分			2	2			1					5	大分
宮崎												0	宮崎
鹿児島												0	鹿児島
沖縄												0	沖縄

※ 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

## 景品表示法の執行体制強化に向けた取組

### 1 平成 23 年における定員増等を要求

(機構)

○上席景品・表示調査官

⇒景品表示法違反被疑状況の処理を専門に行う管理職クラスとして要求

(定員)

○景品・表示調査官（情報管理）5 人（※）

※上席景品・表示調査官の増員要求を含む。

⇒景品表示法違反被疑情報の処理体制の拡充のための増員要求

○景品・表示調査官（事件）7 人

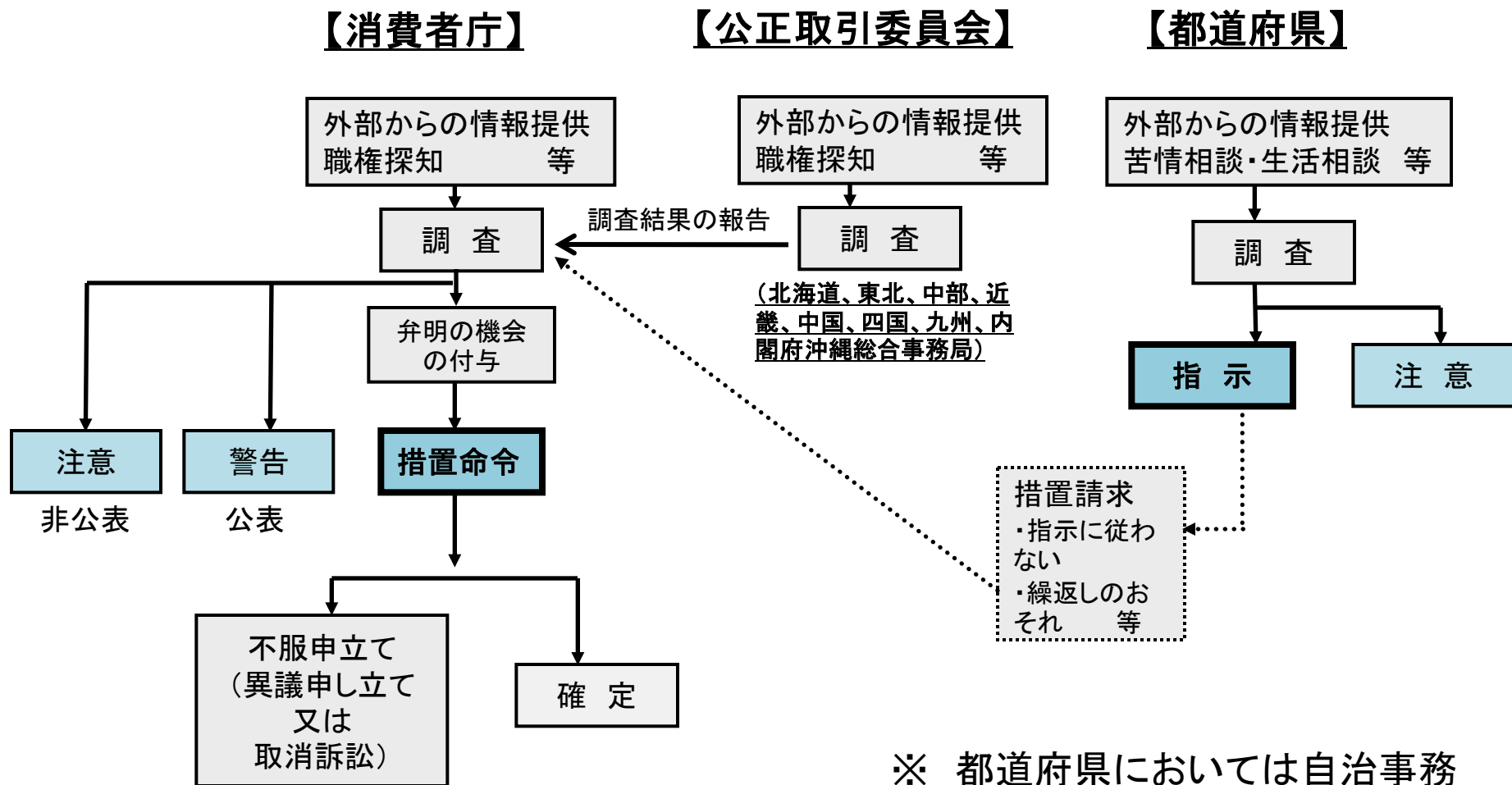
⇒景品表示法違反事件処理体制の拡充のための増員要求

○課長補佐（企画担当）1 人及び係長（企画担当）1 人

⇒表示の適正化に関する施策に共通する基本的な事項の企画及び立案体制の拡充のための増員要求

### 2 事件処理業務を行う法執行補助職員（10 人）に係る経費を予算要求

# 景品表示法違反の事件処理手続



# 消費者庁と都道府県間の情報共有に向けた取組み

## 現在の取組み

### ○研修会

都道府県等で景品表示法の執行実務に従事している職員を対象に実施。

### ○都道府県担当者からの相談への対応

法令解釈、事業者からの事前相談への対応方針、事件調査に際しての解釈・事実確認上の問題等についての相談に随時対応している。

### ○景品表示法ブロック会議

消費者庁、公正取引委員会、都道府県の各担当者が出席し、意見交換を行う(本年度は、12月以降順次実施予定)。

## 今後実施予定のもの

### ○景品表示法執行ネット(平成23年度予算要求)

消費者庁と都道府県との間の情報共有を密にし、より効率的な景表法の執行を行えるよう、景品表示法執行ネット(仮称)を構築することを予定。当該実施のための費用を平成23年度予算において要求している。霞ヶ関WAN、L GWANを用いて、調査事例、相談事例等の共有を図る。

## 平成 22 年度における景品表示法違反の概要

## 1 措置命令

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
1	(株)山方屋 (22.4.8)	(株)山方屋は、(株)益正グループを通じて牛の内臓を袋詰めした商品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、平成20年10月ころから平成21年9月ころまでの間、本件商品の包装袋に貼付したシールにおいて、「宮崎牛ホルモン」及び「宮崎牛ホルモンmix」と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、本件商品には、その正肉が宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、本件商品に用いていた内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。	第4条 第1項 第1号
2	(株)益正グループ (22.4.8)	(株)益正グループは、「日本一宮崎牛ホルモンミックス」と称する牛の内臓を袋詰めした商品及び「日本一宮崎牛もつ鍋「極」と称する牛の内臓を袋詰めした商品等のもつ鍋の原材料を詰め合わせた商品（以下「本件2商品」という。）について、平成20年10月ころから平成21年10月ころまでの間、同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて、「日本一宮崎牛 ホルモンミックス（150g）」、「宮崎牛もつミックスが、限定販売開始。」、「宮崎牛もつミックスホルモン150g」、「普通じゃ中々手に入らない、もつ肉。しかも宮崎牛のブランドホルモンをお試しあれ。」、「宮崎牛もつミックスホルモン」、「日本一の宮崎牛もつ。」、「むしろ甘みさえ感じるもつは、今話題の日本一の宮崎牛のもつ。」、「日本一宮崎牛もつ鍋「極」、「日本一の宮崎牛もつ使用。」、「宮崎牛のもつ鍋」、「日本一の宮崎牛もつをお試しあれ！」、「宮崎牛もつ鍋のこだわり」、「他では味わえないブランドホルモン、しかも今話題の日本一宮崎牛の牛もつのみを厳選して使用したもつ鍋のこだわりをご紹介」、「日本一の宮崎牛ホルモンミックス」、「日本一宮崎牛ホルモン100%使用」、「今話題の「日本一の宮崎牛」のホルモンのみを使用しています。」及び「宮崎牛ホルモンはここでしか味わえない！」と記載することにより、あたかも、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄があり、また、本件2商品には、その正肉が宮崎牛と認められる牛の内臓のみを用いているかのように示す表示をしていたが、実際には、「宮崎牛」との銘柄は正肉に付されたものであり、牛の内臓に「宮崎牛」との銘柄は存在せず、また、本件2商品に用いていた内臓は、その正肉が宮崎牛と認められない肉質等級が3等級以下の牛や黒毛和種以外の品種の牛の内臓が混在すると認められるものであった。	第4条 第1項 第1号

No	事件名	事 件 概 要	違反法条
3	(株)シッパス (22. 6. 24)	(株)シッパスは、アメリカ合衆国に所在する、羊革を原材料として用いた靴等で著名な取引先事業者（以下「本件取引先事業者」という。）が「C a l l y S l i p p e r」との商品名で販売していた婦人靴（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、「ムートンモカシン」との商品名を付して、平成21年6月25日ころから同年9月14日ころまでの間、「ZOZOTOWN」と称するショッピングサイトに掲載したウェブページにおいて、「ミネトンカ：ムートンモカシン」、「素材 羊革」、「またムートンは通気性に優れていて、水分をすばやく発散してくれますので、いつでも快適な状態を保つことができます。」等の記載を行うことにより、あたかも、本件商品は、本件取引先事業者がムートンを用いた商品として販売しているものであり、また、本件商品の原材料として、ムートンが用いられているかのように示す表示をしていたが、実際には、本件商品は、本件取引先事業者において、ムートンを用いたものとして販売されているものではなく、また、原材料として、革には牛革が、靴の内側の毛状のものにはアクリル繊維がそれぞれ用いられているものであった。	第4条 第1項 第1号
4	コーナン商 事(株) (22. 9. 29)	コーナン商事(株)は、「不織布」と称する園芸用シート（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、平成20年9月ころから平成22年9月2日ころまで（商品パッケージについては、平成22年6月ころまで）、商品パッケージ、店頭ポップ及び「コーナン e ショップ」と称する自社ウェブサイトにおいて、「べたがけやトンネルに最適。」、「●シートの上から散水OK！」等の記載を行うことにより、支柱等を使わず地面若しくは作物に直接被せる方法（べたがけ）でも、一方の畝肩から他方の畝肩に差し込んだ支柱を覆う方法（トンネルがけ）でも本件商品の上から散水して使用できるかのように示す表示をしていたが、実際には、トンネルがけで使用する場合には、本件商品の上から散水してもほとんど透水しないものであった。	第4条 第1項 第1号
5	(株)大藤 対 する件 (22. 10. 13)	(株)大藤は、「あきたこまち米使用純米クッキー」と称する焼き菓子（15個入り及び24個入り。以下「あきたこまち純米クッキー」という。）及び「コシヒカリ純米クッキー」と称する焼き菓子（15個入り及び24個入り。以下「コシヒカリ純米クッキー」といい、あきたこまち純米クッキーと併せて「本件2商品」という。）を他の事業者に委託して製造させて、あきたこまち純米クッキーについては、秋田市所在の観光土産品卸売業者である株式会社フルールに卸し、同社を販売者として、秋田県内において、また、コシヒカリ純米クッキーについては、新潟市所在の観光土産品卸売業者である新潟県観光物産株式会社に卸し、同社を販売者として、新潟県内において、それぞれ販売するに当たり、平成18年7月から平成22年8月までの間、 ① あきたこまち純米クッキーについては商品包装紙の表面及び側面において「あきたこまち米使用純米クッキー」と、商品本体の包装袋において「純米クッキー」と記載して、あきたこまち純米クッキーには主原料として「あきたこまち」と称する品種の米穀（以下「あきたこまち」という。）を使用していると認識される表示 ② コシヒカリ純米クッキーについては商品包装紙の表面及び側面において「コシヒカリ純米クッキー」と、商品本体の包装袋において「純米クッキー」と記載して、コシヒカリ純米クッキーには主原料として「こしひかり」と称する品種の米穀（以下「こしひかり」という。）を使用していると認識される表示 をそれぞれ行っていたが、本件2商品は、いずれも小麦粉を主原料としており、それぞれ、米については、あきたこまちな粉末及びこしひかりの粉末が極めて少量しか使用されていないものであった。	第4条 第1項 第1号



## 2 警告

事件名	事 件 概 要	関係法条
(株)ザグザグ (22.8.26)	(株)ザグザグは、「ザグザグ」と称するドラッグストアで商品を販売するに当たり、平成12年8月ころ以降、店内に掲示したポップ、新聞折り込みチラシ等において、同社が購入者に対して付与するポイントについて、「105円で1ポイント換算 通常3倍 土日6倍」等と表示しているが、実際には、通常販売している商品については、105円の販売に対して、平日は3ポイント、土曜日及び日曜日は6ポイントを付与しており、105円の販売に対して1ポイントを付与しているものではなく、「通常3倍」、「土日6倍」の表示は、実態のない「105円で1ポイント換算」を基準とするものであった。	第4条 第1項 第2号